

5月11日（月）以降の教育活動について

令和2年4月28日付「5月7日（木）以降の教育活動について」において、臨時休業を5月10日（日）まで延長する旨をお知らせさせていただきましたが、本日、港区教育委員会より、国の緊急事態宣言が延長されたこと及び東京都の緊急事態措置などを踏まえ、臨時休業を5月31日（日）まで延長するとの方針が示されました。

これを受けて、本校でも以下のように対応します。

- ・国の緊急事態宣言の期間中は、臨時休業とします。今後も、国や東京都の対応を踏まえて適宜、内容を見直します。
- ・ホームページを中心に、保護者の来校や必要に応じて郵送により、日々の学習課題を提示または配布して児童の学習の機会を確保するとともに、一日の生活を計画的に過ごせるように日課表等を提示します。
- ・郵送や持参等の方法で児童が取り組んだ課題を教員に示したり提出したりするとともに、教員がそれを評価する取組を進めます。
- ・臨時休業中の登校日は、現段階では、設定しません。

1 健康確認及び担任との信頼関係の形成について

- (1) 学校から配られた健康カードで、毎日、検温等、健康状態のチェックを行ってください。定期的に各家庭に連絡を行い、児童の健康状態を確認します。
- (2) それぞれの学年の担任が、以下の曜日に来ています。児童のことでご相談等ある場合は、当該の曜日に電話あるいは来校の上、ご相談ください。
月…6年 火…1年、4年 水…3年 木…2年 金…5年
※ 4年のみ、以前、お知らせした曜日から変わっています。
- (3) 臨時休業期間に、児童が不安なく過ごすことができるように、学校のホームページを通して、学校の動画を発信する等の取組を行います。
- (4) 学校の専用メールにより、引き続き児童や保護者から担任教員などへの相談を受けられるようにします。

2 臨時休業中の学習指導について

- (1) 臨時休業により児童が授業を受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、学校から定期的に、児童へ学校のホームページを通して、課題を提示する等の取組を行います。
- (2) 教育委員会が以下の取組を行います。
 - ①港区教育研究会と連携して、幼稚園、小中学校の教員の授業動画を配信する「MINATO×TEACHERS CHANNELS」を新たに開設し、ホームページを通して、児童の学びを支えます。
 - ②臨時休業期間、インターネットを活用して自宅で学習することを希望する児童に対し、教育委員会は、保護者からの申し込みを受け、希望者へのインターネット教材（まなびポケット（株）NTTコミュニケーションズ）の提供を行います。また、保護者からの申込は、メールにて受け付けます。（申込先のメールアドレス：kyouiku-jinjikikaku@minato-tyo.ed.jp）
 - ③自宅でインターネットを活用した学習ができない児童については、学校で教材を個別に配布するなどの対応を行います。

3 臨時休業中の児童の生活について

- (1) 臨時休業中、児童が不安や悩みを抱えた際は、担任教員やスクールカウンセラーが相談を受けることができるようにします。
- (2) 臨時休業期間、不安や悩みを抱えた際には、港区立教育センターでも相談を受けられます。